

見守り 新鮮情報

年配の女性から「**どんなものでも買い取り**ます」と丁寧な電話があり、洋服の訪問買い取りを了承した。しかし、訪問してきたのは若い男性で、突然「**貴金属はないか**」と強く言われ、用意していた洋服は車に

放り込まれた。

怖くなって、亡く

なった夫の**金歯**や**ネックレス**などを探して渡してしまった。それらを探している間に、**買取書**のチェック欄に**勝手に記入**され、近くに置いていた印鑑で**捺印**までされていた。男性は買い取り代として約2万5千円を置いて帰った。
(70歳代)

貴金属はないか？



©Kurosaki Gen

貴金属の 買い取りが**目的!?** 強引な訪問購入に注意

ひとこと助言

売るつもりがなければ
見せないで！



見守るくん

- 訪問購入をしようとする購入業者が突然訪問して勧誘をすることは禁止されています。このような禁止行為を行う購入業者を家に入れないようにしましょう。
- 前もって電話等で訪問を約束した場合でも、購入業者は、消費者が事前に承諾していない物品の売却を求めすることはできません。売るつもりのない貴金属などの売却を迫られても、むやみに見せず、きっぱり断りましょう。
- 売却する場合は、必ず契約書を受け取り、すぐに物品の種類や買取価格、事業者の連絡先などを確認することが大切です。
- 訪問購入は、条件を満たせばクーリング・オフができ、クーリング・オフ期間中は引き渡しを拒むこともできます。困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第466号（2023年11月7日）発行：独立行政法人国民生活センター

長崎市消費者センター（長崎市築町3番18号メルカつきまち4階）

相談専用電話 **095-829-1234** または 消費者ホットライン **188**

時間 **10時～17時**（土日祝も可 月曜定休）